平成２１年（フ）第７２２７号
大阪府寝屋川市寝屋１丁目37番１号
債務者　山﨑美由紀
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２５６号
大阪市淀川区十八条１丁目13番36号
債務者　永井　末子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２５９号
大阪府茨木市安威２丁目38番10号　キャンパスハイツ―112、住民票上の住所大阪府吹田市千里山西１丁目28番15号
債務者　堺　　博士
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３４３号
大阪府枚方市三栗２丁目13番15―202号
債務者　近藤　英世
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３５６号
大阪府東大阪市吉田４丁目５番40―408号
中村方
債務者　前田　弘美
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３５７号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目50番27号　シェクル昭和町102号
債務者　川上美也子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３５８号
大阪市大正区泉尾７丁目14番２―507号
債務者　譜久原明子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３９１号
大阪市淀川区東三国３丁目９番13―317号
債務者　吉岡　　孝
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４１７号
大阪市港区築港３丁目５番５号フホーハイツ403号
債務者　山本　英次
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４１８号
大阪市平野区平野上町１丁目７番３号　ボ・ドーム大念仏
債務者　藤井　智子（旧姓餅月）
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４２８号
大阪市東淀川区豊里１丁目４番30号　杉方
債務者　杉山　重藏
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４４５号
大阪市平野区長吉長原東１丁目９番６―506号
債務者　佐々木　直
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５１２号
大阪市福島区鷺洲６丁目１番１―1105号
債務者　岡田　勝二
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５１４号
大阪市東淀川区豊新５丁目14番６―52号
債務者　古城　芳江
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５６１号
大阪府門真市大字三ツ島1060番地　13棟401号
債務者　田中　勇樹
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５６６号
大阪市西成区玉出東２丁目２番27号　レディースハイツ501号
債務者　中村　久司
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５６８号
大阪府東大阪市日下町６丁目７番36号
債務者　塩谷　尚美
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５７１号
大阪府豊中市岡町北２丁目７番５号
債務者　藤田　昭彦
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部